

長崎県指定障害福祉サービス事業所等関係法人代表者 様

長崎県障害福祉課長  
(公 印 省 略)

福祉・介護職員処遇改善加算等における令和3年度届出について（お知らせ）

日頃より本県の障害福祉行政の推進にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記加算を算定する場合は、年度ごとに届出が必要となりますので、令和3年度に算定される場合は、下記により関係書類をご提出ください。

事務処理手順等については、令和3年3月25日付け厚生労働省通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例に掲示について」をご参照いただきますようお願いいたします。

また、届出に係る通知書、提出書類の様式、参考資料は、すべて県ホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

なお、当通知は、法人代表アドレス宛にのみ送信しておりますので、法人内の各施設・事業所等への周知方、併せてお願いいたします。

記

1. 提出期限 **令和3年4月15日（木）必着**

2. 提出書類 **別紙**参照

3. 提出先 **長崎県障害福祉課自立就労支援班**

4. 留意事項

- ・福祉・介護職員処遇改善加算のみの届出の場合も、併せて福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届出する場合も同じ様式を使用します。なお、福祉・介護職員等特定処遇改善加算のみの届出はできません。
- ・令和3年度より福祉・介護職員処遇改善加算における加算区分は(I)～(III)のみとなります。但し、令和2年度から引き続き加算区分(IV)及び(V)並びに特別加算を算定する事業所のみ令和3年度に限って、届出が可能です。なお、届出の際は、計画書は他の加算と異なる様式 別紙様式5-1, 5-2 での提出となります。
- ・別紙様式2-1 障害福祉サービス等処遇改善計画書（令和 年度）「6届出に係る証拠資料について<共通>」の各証明資料は添付不要ですが、法人事務所又は事業所において適切に保管しておいてください。県障害福祉課又は県監査指導課より提出を求める場合があります。

- ・福祉・介護職員等特定処遇改善加算の「経験・技能のある障害福祉人材の考え方」において、令和3年3月25日付け厚生労働省通知（8ページ 第1の4（2）①-a）で示された基本の10年以上の勤務年数がなくても業務や技能等を勘案して対象とする場合は、その根拠となる法人又は事業所の能力評価や等級システム等の資料の提出を求めることがあります。
- ・計画書作成の際は、本通知書及び厚生労働省通知をお読みのうえ、入力シートに添付してある「障害福祉サービス等処遇改善計画書の作成にあたっての入力シート等の説明」、様式下部の【記入上の注意】等を熟読してください。また、必要に応じて、参考資料を参照してください。

## 5. 前年度計画書からの主な変更点

- ① 様式が変更となっています。前年度の様式及び様式【案】での提出はできません。
- ② 別紙様式2-1「4 職場環境等要件について<共通>」の内容が変更となっています。処遇改善加算については全体で1つ以上、特定加算については6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組みが必要です。
- ③ 別紙様式2-1「6 見える化要件について<特定加算>」については、令和3年度と4年度は算定要件としないこととなりました。
- ④ 加算対象サービスごとの加算率が変更となっています。
- ⑤ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算において、平均処遇改善額の配分ルールが変更となっています。  
グループ（(a) 経験・技能のある障害福祉人材, (b) 他の障害福祉人材, (c) その他の職種）の平均処遇改善額について、「(a)は(b)の2倍以上、(c)は(b)の2分の1以下」から「(a)は(b)より高く、(c)は(b)の2分の1以下」と変更されました。
- ⑥ 令和3年度において、6月以降に処遇改善加算等を取得しようとする場合は、取得する月の前々月の末日までに届出に必要な書類を提出してください。上記のとおり4月又は5月から取得される場合は令和3年4月15日（木）が提出期限となりますが、遅延した場合は、4月30日（金）が提出期限となり6月からの取得となります。

## 【県ホームページ】

トップページ（組織で探す） → 障害福祉課のページ → お知らせ（事業者用） → 各種調査 → ・令和3年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出

### 掲載ファイル

#### <通知書>

##### ・本通知書

【R3.3.29 県通知】福祉・介護職員処遇改善加算等における令和3年度届出について（別紙を含む）

・【R3.3.25 厚生労働省通知】福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（別紙1を含む）

<提出書類の様式>

- ・【様式第5号】介護給付費等・障害児(通所、入所)給付算定に係る体制等に関する届出書ほか  
※体制等状況一覧表を含む
- ・別紙様式2-1, 2-2, 2-3 障害福祉サービス等処遇改善計画書
- ・別紙様式2-4 職員分類の変更特例に係る報告
- ・別紙様式4 特別な事情に係る届出書
- ・別紙様式5-1, 5-2 障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和3年度廃止区分)

<参考資料>

- ・(参考)別紙様式2-1, 2-2, 2-3 障害福祉サービス等処遇改善計画書(記入例)
- ・(参考)キャリアパス要件 ローマ数字1, 2のイメージ
- ・(参考)【説明資料】福祉・介護職員等特定処遇改善加算の概要及び申請方法について

【担当】〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
長崎県障害福祉課自立就労支援班  
TEL : 095-895-2455 FAX : 095-823-5082

## 令和3年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について

## 届出対象者

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定する  
障害福祉サービス事業所を運営する法人

## (1) 提出期限

令和3年4月15日(木) 必着(郵送又は窓口 17:45 まで)

※4月又は5月から処遇改善加算等を取得しようとする法人は、上記期限までに提出してください。それ以降は、原則どおり、取得する月の前々月の末日までが提出期限となります。

## (2) 提出書類

- ① 障害福祉サービス等処遇改善計画書【別紙様式 2-1】
- ② 福祉・介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)【別紙様式 2-2】
- ③ 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表)【別紙様式 2-3】  
※【別紙様式 2-3】は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届出する場合のみ提出。
- ④ 障害福祉サービス等処遇改善計画書(特定加算における職員分の変更特例)【別紙様式 2-4】  
※【別紙様式 2-4】は、職員分類の変更特例に係る報告をする場合のみ提出。
- ⑤ 障害福祉サービス等処遇改善計画書【別紙様式 5-1】  
※処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)並びに特別加算の届出をする場合のみ提出。
- ⑥ 福祉・介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)【別紙様式 5-2】  
※処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)並びに特別加算の届出をする場合のみ提出。
- ⑦ 介護給付費等(障害児給付費)算定に係る体制等に関する届出書【様式第5号】
- ⑧ 介護給付費等(障害児給付費)算定に係る体制等状況一覧表

⑨ 特別な事情に係る届出書【別紙様式 4】

※【別紙様式 4】を提出する必要がある場合は、提出前に県障害福祉課自立就労支援班あてにご連絡ください。

1) ①、②、⑦、⑧は、必ず提出してください。(③、④、⑨は該当事業所のみ)

2) 処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)並びに特別加算の届出をする場合は、⑤、⑥、⑦、⑧を提出してください。